

集会場の取り扱いについて

平成元年7月31日
(平成20年7月9日一部改正)
鳥取県土木部建築課
(鳥取県生活環境部住宅政策課)

集会、会議等に利用できる機能を持つ建築物について、建築基準法第2章(単体規定)の適用に当たっては以下のとおり取扱うものとする。

集会場として取り扱うもの

- ・ 下記1の用途的要件の結婚式場、葬儀場、公民館(社会教育法第21条の規定により設置するもの)または隣保館(社会福祉法第2条第3項第11号の規定により設置するもの)で下記2の規模的要件を満たすもの

利用状況により集会場として取り扱うかどうか判断するもの

- ・ 下記1の用途的要件の事務所ビル内の大会議室または各種団体の会館で下記2の規模的要件を満たす不特定多数のものが利用する建築物

集会場としては取り扱わないもの

- ・ 下記1の用途的要件の体育館、旅館・ホテルの大宴会場、宗教用の建物、または、自治集会所(地域の自治会及び公共団体が設置する地域の自治のために利用するもの)

記

1 用途的要件

- 1 結婚式場・葬儀場(その他これらの用途に供するものを含む。)
- 2 公民館・隣保館

- 1 事務所ビル内の大会議室(県庁、総合事務所の講堂、農協、銀行、生命保険会社等)
- 2 各種団体の会館(医師会館等)

- 1 体育館(産業体育館、市民体育館、中央体育館)
- 2 旅館・ホテルの大宴会場
- 3 宗教用の建物(教会、寺院等)
- 4 自治集会所

2 規模的要件

1室で100㎡を超えるもの(固定ステージがあるものに限る)または、1室で200㎡を超えるもの

【参考】

公民館、自治集会所の建築基準法第3章(集団規定)の適用に当たっては、平成18年1月7日付日本建築行政会議全国会議部会検討結果報告により、別表第2(い)欄第四号に掲げる「学校、図書館その他これらに類するもの」の「その他これらに類するもの」として扱う。

別表

1 集会場として取り扱うもの 以下のア)～ウ)の全ての要件に該当するもの

ア)用途	イ)規模		ウ)利用者
	固定ステージの有無	1室の大きさ	
(1)結婚式場、葬儀場(その他これらの用途に供するもの含む。)	あり	100㎡超	-
(2)公民館(社会教育法第21条の規定により設置するもの)		200㎡超	
(3)隣保館(社会福祉法第2条第3項第11号の規定により設置するもの)	なし	200㎡超	
(4)事務所ビル内の大会議室(県庁、総合事務所の講堂、農協、銀行、生命保険会社等)	あり	100㎡超	不特定多数の者
(5)各種団体の会館(医師会館等)	なし	200㎡超	

2 集会場として取り扱わないもの

用途
(1)体育館(産業体育館、市民体育館、中央体育館)
(2)旅館、ホテルの大宴会場
(3)宗教用の建物(教会、寺院等)
(4)自治集会所(地域の自治会及び公共団体が設置する地域の自治のために利用するもの)